

令和7年度全国都道府県教育委員会連合会事業計画

都道府県教育委員会相互の連絡を密にし、相協力して教育行政の推進を図り、教育本来の使命を達成するために、全国都道府県教育委員会連合会の令和7年度事業計画を次のように定める。

1 会の運営

(1) 総会の運営

ア 連合会 総会	年 2 回	(7月・1月)
イ 教育長協議会 総会	年 2 回	(7月・1月)
ウ 教育委員協議会 総会	年 2 回	(7月・1月)

(2) 役員会の開催

ア 連合会 理事会	年 2 回	(6月・12月)
イ 教育長協議会 理事会	年 3 回	(6月・7月・12月)
ウ 教育委員協議会 理事会	年 3 回	(6月・12月・1月)

※随時必要に応じて開催

2 調査研究

(1) 教育長協議会教育研究部会

第1部会 (学校教育)	研究会議	年 3 回以上
第2部会 (社会教育、文化、体育)	研究会議	年 3 回以上
第3部会 (教育行政)	研究会議	年 3 回以上
第4部会 (教育財政)	研究会議	年 3 回以上
総合部会	研究会議	適 宜
特別部会	研究会議	適 宜
部会別担当者会議		適 宜
主査県担当者会議		適 宜

(2) 教育長協議会・教育委員協議会 合同研究協議会 年 1 回 (1月)

(3) 教育長協議会・教育委員協議会 海外調査事業

(4) 都道府県・指定都市教育委員研究協議会 年 1 回

※文部科学省、指定都市教育委員会協議会と共催

3 要望活動

(1) 令和8年度国の施策並びに予算に関する要望

一般要望 年1回 (7月)

特別要望 年1回 (11月)

個別要望 適 宜

(2) その他の要望・建議 適 宜

4 情報連絡

(1) 文教行政の重要課題に関する意見交換会 適 宜

(2) ホームページ等による情報提供・交換 常 時

(3) 教育委員会関係団体等との連絡 適 宜

5 その他

(1) 都道府県立学校管理者賠償責任保険事務取扱

(2) 後援名義使用承認

(3) 推薦名義使用承認

令和7年度要望活動計画

1 要望の概要

種 類	令和8年度国の施策並びに予算に関する要望	
	一 般 要 望	特 別 要 望
要 望 者	教育長協議会 } 連名 教育委員協議会	同 左
要 望 先	文部科学省 こども家庭庁 財務省・総務省 衆・参 全国会議員 等	同 左
要 望 時 期	令和7年7月	① 令和7年11月 ② 財務省内示直後 (復活要望) ③ その他必要なとき
目 的	文部科学省の概算要求 に向けて、文教予算のう ち都道府県教育委員会に 係る全般的事項について 要望する。	都道府県教育委員会に 係る特に重要な事項につ いて、関係者と直接面談 し要望する。

○財務省内示直後に行うものは、特別要望のうちの「復活要望」と位置付ける。

○その他必要に応じて、国会議員、文部科学省、財務省等に対して「個別要望」を行う。

2 要望書作成方針

国の施策並びに予算に関する要望の「一般要望」は、都道府県教育委員会として教育水準の維持向上を図る上で必要な国に対する要望事項を、総体的にとりまとめるものであり、「特別要望」の基礎となるものである。

また、「特別要望」は、特に国の予算に関する重要な事項を要望するものである。

令和7年度の要望書については、都道府県教育委員会として、様々な教育施策の推進及び学校教育の改善充実並びに生涯学習の振興等を図るため、国の動向等を踏まえながら、前年度要望事項を見直すとともに集約を行う。

令和8年度国家予算においても、引き続き厳しい状況が予想されるが、文教予算の重要性に鑑み、下記の方針に基づき要望書を作成し、積極的な要望を行うものとする。

記

- 1 緊急を要する事項についての新規要求及び制度の新設
- 2 既存事業の内容、規模等についての必要な改善・充実
- 3 年次計画により進行中の事業についての計画どおりの実施
- 4 調査研究報告において特に要望が必要とされた事項の反映
- 5 長期要望事項の再点検、要望の必要が少ない事項・目的を達した事項の削除、要望内容が類似した項目の集約